



福岡医発第429号(地)
平成22年 5月20日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

平成22年度病床転換助成事業交付金について

時下 貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

国においては、医療機関が医療療養病床を介護保険施設等へ転換を行う場合に、標記交付金制度を設けていますが、今般、福岡県保健医療介護部より対象医療機関宛別紙のとおり平成22年度に本交付金の申請予定の確認を行う旨連絡がありましたので、お知らせいたします。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 名取一幸
医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

関係医療機関の長 殿

福岡県保健医療介護部高齢者支援課長

平成22年度病床転換助成事業交付金について（照会）

日頃から、本県の保健医療介護行政に対し、格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国においては、医療機関が医療療養病床を介護保険施設等へ転換を行う場合に、標記の交付金制度を設けているところです。

つきましては、平成22年度にこの交付金制度を活用して、医療療養病床の転換を行う医療機関におかれては、下記により御回答いただくようお願いいたします。

記

1 回答先

高齢者支援課施設整備係

2 回答書

別紙「平成22年度病床転換助成事業交付金の申請予定について」

（ファクシミリ、メール又は郵送でお願いします。）

3 回答期限

平成22年6月 日（ ）まで（期限厳守）

4 備考

(1) この照会は、交付金申請予定を確認するものです（予定がある場合のみ回答してください。）。

交付金の申請を予定している医療機関については、後日申請に必要な書類の様式を送付しますので、別途指定する期日までに申請してください。

(2) この交付金制度は、医療療養病床から転換する場合（診療所の場合は、医療療養病床と一体的に転換する一般病床を含む。）が対象となります。

問い合わせ先

施設整備係

担当：山内

電話：092-643-3249 FAX：092-643-3253

e-mail yamauchi-t1660@pref.fukuoka.lg.jp

平成22年度病床転換助成事業交付金の申請予定について

福岡県保健医療介護部

高齢者支援課長 あて

医療機関名

代表者名

平成22年度病床転換助成事業交付金について、下記のとおり申請する予定です。

記

1 申請予定病床数及び転換先の施設種別

① 申請予定病床数

	現在の病床数	転換病床数
医療療養病床	床	床
一般病床	床	床

② 転換先の施設種別

2 申請予定基準額

改 修	床	千円
改 築	床	千円
創 設	床	千円

{	改修	1床当たり	500千円
	改築	1床当たり	1,200千円
	創設	1床当たり	1,000千円

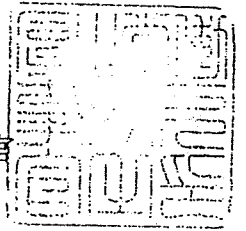


厚生労働省発保0428第3号

平成22年4月28日

福岡県知事 殿

厚生労働事務次官



平成22年度病床転換助成事業交付金の交付について

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）附則第5条の規定に基づく標記交付金の交付については、別紙「平成22年度病床転換助成事業交付金交付要綱」により行うこととされ、平成22年4月1日から適用することとされたので通知する。

別 紙

平成 22 年度病床転換助成事業交付金交付要綱

(通則)

- 1 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）附則第 5 条の規定に基づく病床転換助成事業交付金（以下「交付金」という。）の交付については、法、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 19 年政令第 325 号）、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 140 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生労働省令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、都道府県が法附則第 2 条の規定に基づいて行う病床転換助成事業の円滑な実施を支援することにより、都道府県における医療の効率的な提供を推進し、もって、国民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この交付金は、平成 20 年 10 月 15 日保発第 1015002 号厚生労働省保険局長通知の別紙「病床転換助成事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づいて、都道府県が行う病床転換助成事業（以下「事業」という。）を交付の対象とする。

(交付金の対象除外)

- 4 交付金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

(1) 土地の取得又は整地に要する費用

- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 都道府県における事業に関する事務の執行に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他事業に要する費用として適当とは認められないもの

(交付額の算定方法)

5 この交付金の交付額は、次により算定するものとする。ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して、最も少ない額を選定する。
- (2) (1)により選定した額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1. 区分	2. 基準額	3. 対象経費	4. 補助率
改修	転換の対象となる1施設（病院又は有床診療所）における病床数について、転換前の病床数に1床当たり500千円を乗じて得た額（複数年度に亘り行われる病床の転換の場合、前記の額に「当該年度の総事業費/全期間の総事業費」を乗じて得た額）の範囲内で厚生労	事業の対象となる法附則第2条に基づく病床の転換のための施設の改修に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費（整備のため直接必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）をいい、整備費又は整備請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、	10/27

	働大臣が必要と認めた額	これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる費用を含む。	
改築	転換の対象となる1施設（病院又は有床診療所）における病床数について、転換前の病床数に1床当たり1,200千円を乗じて得た額（複数年度に亘り行われる病床の転換の場合、前記の額に「当該年度の総事業費/全期間の総事業費」を乗じて得た額）の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額	事業の対象となる法附則第2条に基づく病床の転換のための施設の改築に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費（整備のため直接必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）をいい、整備費又は整備請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる費用を含む。	10/27
創設	転換の対象となる1施設（病院又は有床診療所）における病床数について、転換前の病床数に1床当たり1,000千円を乗じて得た額（複数年度に亘り行われる病床の転換の	事業の対象となる法附則第2条に基づく病床の転換のための施設の創設に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費（整備のため直接必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）をいい、整備費又は整備請負費の2.6%	10/27

	場合、前記の額に「当該年度の総事業費/全期間の総事業費」を乗じて得た額)の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額	に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる費用を含む。	
--	--	--	--

※ 上記に掲げる1床当たりの補助単価を各都道府県が定める補助単価が下まわるときは、当該都道府県の単価を基に基準額を算定するものとする。

(交付の条件)

- 6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する経費の配分の変更(20%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業の内容のうち、次のものを変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - ア 整備区分の変更
 - イ 設置場所
 - ウ 建物の規模若しくは構造
 - (3) 事業を中止し、又は廃止(一部中止又は廃止を含む。以下同じ。)する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - (5) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を病床転換の完了後(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければなら

らない。

(6) 都道府県が、病床の転換に係る事業（以下「病床転換事業」という。）に対して、この交付金を財源の全部又は一部として助成金を交付する場合には、病床転換事業を実施する者に対し、次の条件を付さなければならない。

ア 病床転換事業の内容のうち、次のものを変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

- a 整備区分の変更
- b 設置場所
- c 建物の規模若しくは構造

イ 病床転換事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

ウ 病床転換事業が予定の期間内に完了しない場合又は病床転換事業の遂行が困難となった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 病床転換事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないでこの助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

オ 都道府県知事の承認を受けてエに定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県知事の定めるところにより、都道府県に納付させることがある。

カ 病床転換事業により取得し、又は効用の増加した財産については、病床転換事業終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ 助成金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

- a 病床転換事業を実施する者が、地方公共団体の場合

助成金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3に準じた

様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

b 病床転換事業を実施する者が、地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ク 病床転換事業を行うため締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

ケ 病床転換事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

コ 病床転換事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙4により速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、病床転換事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

サ 病床転換事業を実施する者は、この助成金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。

(7) (6)により付した条件に基づき都道府県知事が承認し、又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(8) 病床転換事業を実施する者から財産の処分による収入又は助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、速やかに厚生労働大臣に（仕入控除税額の場合は別紙5により）報告しなければならない。なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この交付金の交付の申請は、別紙1による申請書を平成22年6月30日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、変更交付申請書を平成23年1月31日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 厚生労働大臣は、7又は8による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(交付金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

11 都道府県知事は、別紙2による報告書に關係書類を添えて、事業が完了した日から起算して1月を経過した日（6（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は平成23年4月8日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(交付金の返還)

- 12 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(その他)

- 13 特別の事情により 5、7、8 及び 11 に定める算定方法及び手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別紙 1

発翰番号

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成 22 年度病床転換助成事業交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 平成 22 年度病床転換助成事業交付金所要額調書
別紙 1(1)のとおり
- 3 平成 22 年度病床転換助成事業交付金所要額算出内訳
別紙 1(2)のとおり
- 4 添付書類
 - ・ 交付対象区域の転換前後の設計図及び整備内容の仕訳書
 - ・ 都道府県歳入歳出予算書（見込書）の抄本
 - ・ その他参考となるべき資料

(注) 変更申請の場合は、1 の記載は次のとおりとする。

申請額 金 円(A)

前回までの
交付決定額 金 円(B)

差引今回変
更増△減額 金 円(A)－(B)

平成22年度病床転換助成事業交付金所要額算出内訳

(都道府県名)

0.	療養病床等を有する医療機関の名称	設置主体	整備区分	転換先施設の施設種別	許可病床数及び転換前病床数(a)		転換先施設床数	総事業費(A) (円)	寄付金その他の収入額(B) (円)	差引額(A)-(B)(C) (円)	対象経費の支出予定額(D) (円)	交付基準単価(b) (円)	基準額((a)*(b))(E) (円)	選定額(F) (円)	交付金所要額((F)*補助率)(G) (円)	備考
					療養病床数	一般病床数										
1					()	()		()	()				0			
2					()	()		()	()				0			
3					()	()		()	()				0			
4					()	()		()	()				0			
5					()	()		()	()				0			
6					()	()		()	()				0			
7					()	()		()	()				0			
8					()	()		()	()				0			
9					()	()		()	()				0			
0					()	()		()	()				0			
合 計					(0床)	(0床)	0床	(0)	(0)	0	0		0	0	0	
					0床	0床		0	0				0			

〔注1〕「整備区分」欄において、1つの医療機関において改修及び創設を同時に実施するなど整備区分が複数にまたがった場合は、それぞれの区分ごとに記入すること。

〔注2〕「転換先施設の施設種別」欄には、設置主体（医療法人名）及び転換先施設の施設種別（介護療養型老人保健施設など）を記入すること。

〔注3〕「許可病床数及び転換前病床数(a)」欄には、当該医療機関における療養病床又は一般病床の区分ごとに、許可病床数は上段の（ ）に記入し、そのうち転換する病床数を下段に記入すること。

〔注4〕「転換先施設床数」欄には、転換前病床数に対応する転換先施設の新設床数を記入すること。

〔注5〕「総事業費(A)」欄及び「寄付金その他の収入額(B)」欄には、整備事業が複数年度に亘る場合には、上段に（ ）書きで全期間の額を、下段に総事業費に「当該年度の総事業費/全期間の総事業費」を乗じて得た額を記入すること。

〔注6〕「対象経費の実支出額(D)」欄には、整備事業が複数年度に亘る場合には、当該年度における対象経費の支出予定額を記入すること。

〔注7〕「基準額(E)」欄には、複数年度に亘り行われる病床の転換の場合には、(a)*(b)により算出した額に「当該年度の総事業費/全期間の総事業費」を乗じて得た額を記入すること。

〔注8〕「選定額(F)」欄には、「差引額(C)」欄、「対象経費の支出予定額(D)」欄及び「基準額(E)」欄の額を比較して一番低い額を記入すること。

〔注9〕「交付金所要額(G)」欄には、千円未満の端数を切り捨てた金額を記入すること。

〔注10〕「備考」欄には、平成20年4月17日保発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」別添「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する該当施設等の有無を記入すること。

別紙 2

発翰番号

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成 22 年度病床転換助成事業交付金の事業実績報告について

平成 年 月 日厚生労働省発保第 号をもって交付決定を受けた
平成 22 年度病床転換助成事業交付金に係る事業実績については、次の関係書類
を添えて報告する。

1 精 算 額 金 円

2 平成 22 年度病床転換助成事業交付金精算額調書
別紙 2(1)のとおり

3 平成 22 年度病床転換助成事業交付金精算額算出内訳
別紙 2(2)のとおり

4 添付書類

- ・ 交付対象事業完成後の建物の全景及び概要を示す写真
- ・ 建築基準法第 7 条第 5 項の規定による竣工検査書の写し
(整備区分が改修のために竣工検査書が無い場合は、それに
準じる書類)
- ・ 都道府県の歳入歳出予算書(見込書)の抄本
- ・ 契約書の写し
- ・ 抵当権を設定したことがわかる資料(登記簿の写し)
- ・ その他参考となるべき資料

平成 2 2 年度病床転換助成事業交付金精算額調書

都道府県名	
-------	--

整備区分		許可病床数及び 転換前病床数 (a)		転換先 施設床数	差引額 (円)	対象経費の 実支出額 (円)	基準額 (円)	選定額 (円)	交付金 所要額 (円)	交付金 交付決定額 (円)	交付金 受入済額 (円)	差引 過不足額 (円)
		療養病床数	一般病床数									
1	改修	()	()									
2	改築	()	()									
3	創設	()	()									
合 計		(0床) 0床	(0床) 0床	0床	0	0	0	0	0	0	0	0

(注 1) 別紙 2 (2) 「平成22年度病床転換助成事業交付金精算額算出内訳」の数値を各整備区分ごとに記載すること。

平成22年度病床転換助成事業交付金精算額算出内訳

(都道府県名)

養病床等を有する 医療機関の名称	設置主体	整備 区分	転換先施設の 施設種別	許可病床数及び 転換前病床数(a)		転換先 施設床数	総事業費 (A) (円)	寄付金その他 の収入額 (B) (円)	差引額 (B)-(A) (C) (円)	対象経費 の実支出額 (D) (円)	交付基準 単価 (b) (円)	基準額 (a)*(b) (E) (円)	選定額 (F) (円)	交付金所要額 (F)*補助率 (G) (円)	交付金 交付決定額 (H) (円)	交付金 受入済額 (I) (円)	差引過不足額 (I)-(G) (J) (円)	備考
				療養病床	一般病床													
				()	()		()	()				0					0	
				()	()		()	()				0					0	
				()	()		()	()				0					0	
				()	()		()	()				0					0	
				()	()		()	()				0					0	
				()	()		()	()				0					0	
				()	()		()	()				0					0	
				()	()		()	()				0					0	
				()	()		()	()				0					0	
				()	()		()	()				0					0	
				()	()		()	()				0					0	
				()	()		()	()				0					0	
合 計				(0床)	(0床)	0床	(0)	(0)	0	0		0	0	0	0	0	0	

- 「整備区分」欄において、1つの医療機関において改修及び創設を同時に実施するなど整備区分が複数にまたがった場合は、それぞれの区分ごとに記入すること。
- 「転換先施設の施設種別」欄には、設置主体（医療法人名）及び転換先施設の施設種別（介護療養型老人保健施設など）を記入すること。
- 「許可病床数及び転換前病床数(a)」欄には、当該医療機関における療養病床又は一般病床の区分ごとに、許可病床数は上段の（ ）に記入し、そのうち転換する病床数を下段に記入すること。
- 「転換先施設床数」欄には、転換前病床数に対応する転換先施設の新設床数を記入すること。
- 「総事業費(A)」欄及び「寄付金その他の収入額(B)」欄には、整備事業が複数年度に亘る場合には、上段に（ ）書きで全期間の額を、下段に総事業費に「当該年度の総事業費/全期間の総事業費」を乗じて得た額を記入すること。
- 「対象経費の実支出額(D)」欄には、整備事業が複数年度に亘る場合には、当該年度における対象経費の実支出額を記入すること。
- 「基準額(E)」欄には、複数年度に亘り行われる病床の転換の場合には、(a)*(b)により算出した額に「当該年度の総事業費/全期間の総事業費」を乗じて得た額を記入すること。
- 「選定額(F)」欄には、「差引額(C)」欄、「対象経費の実支出額(D)」欄及び「基準額(E)」欄の額を比較して一番低い額を記入すること。
- 「交付金所要額(G)」欄には、千円未満の端数を切り捨てた金額を記入すること。
- 「備考」欄に、平成20年4月17日保発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」の第3の3の(1)に規定する抵当権設定の有無を記入し、抵当権を設定したことがわかる資料（登記簿の写し）を添付すること。

病床転換助成事業交付金調書

平成22年度 厚生労働省所管

都道府県

国		都道府県										備考
歳出予算科目	交付決定 の額	歳入			歳出							
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額		支出済額		翌年度繰越額		
							うち、交 付金相当 額		うち、交 付金相当 額		うち、交 付金相当 額	
	円		円	円		円	円	円	円	円	円	
(項)医療費適正化推進費												
(目)病床転換助成事業 交付金												

(作成要領)

- 1 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付金の額を記入すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 5 補助事業等の都道府県の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該事業等に係る交付金についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において、地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に交付金額を内書()をもって附記すること。

別紙 4

発翰番号

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

事業者名 印

平成 22 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発保第 号で交付決定を受けた平成 22 年度病床転換助成事業交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

1 施設の種類及び名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額）

金 円

4 添付書類

3 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

別紙 5

発翰番号

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成 2 2 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発保第 号で交付決定を受けた平成 2 2 年度病床転換助成事業交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

1 施設の種類及び名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 1 5 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額）

金 円

4 添付書類

3 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等